



アンケートの質問項目

■記入者の情報

1. 性別を教えてください。

①男性 ②女性

2. 年齢を教えてください。

① 10代未満 ② 10代 ③ 20代 ④ 30代
⑤ 40代 ⑥ 50代 ⑦ 60代 ⑧ 70代
⑨ 80代以上

■全体

3. 広報紙の文章表現をどう思いますか？

①とても読みやすい ②読みやすい
③ふつう ④読みにくい ⑤とても読みにくい

4. 広報紙のページ数をどう思いますか？

①多すぎる ②多い ③ちょうどよい
④少ない ⑤少なすぎる

5. 広報紙のレイアウトをどう思いますか？

①とても見やすい ②見やすい ③ふつう
④見にくい ⑤とても見にくい

6. 広報紙の文字の大きさをどう思いますか？

①大きすぎる ②大きい ③ちょうどよい
④小さい ⑤小さすぎる

7. 広報紙の内容はどう思いますか？

①とても分かりやすい ②分かりやすい ③ふつう
④分かりにくい ⑤とても分かりにくい

8. よく見る内容はどれですか？ 番号を記入してください。
(複数回答可。最大で5つまで)

9. あまり見ない内容はどれですか？ 番号を記入してくだ
さい。(複数回答可。最大で5つまで)

- | | |
|------------|------------------|
| ①表紙 | ②特集 |
| ③今月の話題 | ④たわらもとウォッチング |
| ⑤消費生活ニュース | ⑥こんなときどうすればいいの？ |
| ⑦すこやか | ⑧老後の備えに！ 知ろう国民年金 |
| ⑨国保中央病院だより | ⑩野菜で健康！ 栄養バランス |
| ⑪無料相談コーナー | ⑫情報ホットラインワイド版 |
| ⑬情報ホットライン | ⑭かがやき |
| ⑮絆 | ⑯ようちえん元気っ子だより |
| ⑰図書館だより | ⑱我が家の天使 |
| ⑲健康カレンダー | ⑳田原本クイズ |
| ㉑編集後記 | |

10. 「こんな特集をすればいいのでは」「こんな読み物のコー
ナーがあれば」というような、皆さんが読みたいと思う内容を教
えてください。

回答期限 **11月30日**(月)まで

下記、1.～9.に該当する数字を、10.に皆さんの思いを記入し
てください。

記入者 1

1.		2.		3.		4.		5.		6.		7.	
8.						9.							

記入者 2

1.		2.		3.		4.		5.		6.		7.	
8.						9.							

10.



11月9日(月)から受付を開始 保育園の入所申込を受け付けます

健康福祉課子育て支援係 ☎ 34・2098

「宮古保育園」「宮森保育園」「こどもの森阪手保育園」の、平成28年度の新規入所申込を受け付けます。

対象
0歳(生後6カ月。阪手保育園のみ生後3カ月)～5歳児

入所基準
保護者が次のいずれかの理由で児童を保育できないと認められた場合(同居の親族などが保育できる場合を除く)

- 常に家庭外か家庭内で児童と離れて働いている。またはする予定である(月64時間以上)
- 病気やケガ、心身に障がいがある。
- 長期間、病人や心身に障がいのある人の看護をしている。
- 就学している。(職業訓練などを含む)
- 日中児童を保育できないその他の理由がある。

選考方法

平成28年1月下旬に対象者の面接と調査を実施します。

支給認定

保育の必要性などを判断するため



申込方法
健康福祉課にある申請書に必要事項を記入し、勤務証明書などの保育が必要であることを証明するものを添えて、11月9日(月)～20日(金)に健康福祉課子育て支援係へ。
(土・日曜日を除く)

「支給認定申請書」を提出していただき、認定を受ける必要があります。
※入所基準に合致していても、定員に余裕がない場合は入所できないことがあります。
※平成27年度の申し込みをした人も手続きが必要となります。

お早めにご提出ください

臨時福祉給付金申請書(請求書)の受付は12月1日まで

町臨時福祉給付金等給付事業実施本部(健康福祉課内)
☎ 33-9001、33-9002

申請書(請求書)などが届いた人は、必要事項を記入し、添付書類をそろえて受付期限までにご提出ください。

給付金の対象と思われる人でまだ給付金申請書送付申込はがきを提出していない人は、広報8月号の折込か健康福祉課窓口などで入手し、お早めにご提出ください。

給付金申請書送付申込はがき受付期限 11月16日(月)

給付金申請書(請求書)受付期限 12月1日(火)

※午前8時30分～午後5時15分/土・日曜日、祝日を除く。

提出方法 健康福祉課窓口へ直接持参、または郵送(当日消印有効)

※郵便での提出にご協力をお願いします。

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

町役場や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、町役場や警察相談専用電話(#9110)などにご連絡ください。

地方税収を確保するため

差押不動産(宅地・建物など)の公売

税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

町では、税の公平性を実現し地方税収を確保するため、県と連携して11月9日(月)に不動産合同公売を行います。合同公売物件のうち一部の物件(宅地・建物など)については、日時・場所を変えて町単独での公売を予定しています。

出品予定物件詳細などについては、税務課徴収収納係までお問い合わせいただくか、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

日時 11月19日(木) 午前10時

場所 町役場1階102会議室

公売方法 入札